議会運営委員会会議録 (閉会中 平成31年2月25日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録 (閉会中)

本日の会議 平成31年2月25日 招集場所 第 1 委 員 会 室

出席委員

委	員	長	喜々	津	英	世	副多	員	長	金	子		恵
委		員	安	部		都	委		員	西	岡	克	之
委	i	員	岩	永	政	則	委		員	河	野	龍	\equiv

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 内村博法 副議長 山口憲一郎

職務のため出席した者

 議会事務局長
 谷本 圭介
 議事 課長 富永 正 彦

 参事 森本陽子

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一 副 町 長 鈴木典秀 勝本真二 総務部長山本昭彦 教 育 長 教育次長 企画財政部長 久保平 敏 弘 森 川 寛 子 建設産業部長 緒方 住民福祉部長 哲 松邨清茂 伸二 水 道 局 長 濱 健康保険部長 中山庄治 総務課長 荒木秀一

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成31年第1回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 11時19分

〇委員長 (喜々津英世委員)

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。本日は傍聴者がお見えであります。よろしくお願いいたします。3月5日招集の第1回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。はじめに議長の御挨拶をお願いいたします。内村議長。

〇議長(内村博法議員)

皆さんおはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。長与町の町花であります梅の花も見頃を迎えておりますが、早いもので私ども議員の任期も4月で終了いたします。この4年間いろいろなことがありましたけれども皆様の御協力、御支援によりまして最終の3月議会を迎えることができ、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。有終の美という言葉がありますが、最後まで職責を果たして、有終の美を飾っていただければと願っております。簡単ではございますけれども開会にあたっての私の挨拶といたします。本日はよろしくお願い申し上げます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

続きまして、町長の御挨拶をお願いいたします。 吉田町長。

〇町長 (吉田愼一君)

改めまして皆さんおはようございます。今議長の御挨拶にありましたように、梅あるいは桃といった花がほころぶ季節で、今年はいつになく暖かい、暖冬という感じがするわけでございますけども、今年は長与町は町制施行50周年という大きな節目の年を迎えておるわけでございます。1月の成人式に町花、町木であります梅の花を植樹いたしました。そしてまた今月2日には長与町健康の町宣言を行うというようなことで、今どんどんどんとん各種事業も進めておるわけでございます。今日は大変お忙しい中に、第1回定例会に係ります議会運営委員会を開催していただき誠にありがとうございます。

今回の定例会では、専決処分の報告が1件、議案におきましては条例関係が5件、そして補正予算が5件、平成31年度会計の当初予算が8件、合計18件の議案を予定しております。長期間になるかと思いますけども、御審議のほどよろしくお願いしたいと思っております。日中は寒さも緩んで参りましたけれども、季節の変わり目でございますので、議員の皆様におかれましては、体調を崩されませんようにくれぐれも御自愛をいただきたいと思います。提案内容につきましては所管の部長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〇委員長(喜々津英世委員)

それでは早速提出予定議案について、関係部局長より概要の説明をお願いいたします。 まず総務関係について。

山本総務部長。

〇総務部長(山本昭彦君)

皆さんおはようございます。それでは、総務部所管の提出議案の方、説明をさせていただきます。総務部所管では議案3件を上程しております。まず、議案第2号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらは効率的かつ良好な労働環境の整備につなげるため国家公務員における人事院規則の改正に準じまして、時間外勤務命令の上限等規則で定めることができるよう、所要の改正を行うものでございます。続きまして、議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらは特別職の職員で非常勤のものにつきまして、福祉及び介護保険の分野における専門職の報酬額につきまして見直しを行い処遇の改善を図るものでございます。最後に議案第12号平成31年度長与町駐車場事業特別会計予算でございます。平成31年度の駐車場事業特別会計におきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ775万3,000円とするものでございます。

以上が総務部所管でございます。よろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、企画財政部関係についてお願いいたします。 久保平企画財政部長。

〇企画財政部長(久保平敏弘君)

皆様おはようございます。続きまして企画財政部所管でございます。まず、議案第6号平成30年度長与町一般会計補正予算(第5号)でございます。既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ2億4,550万5,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を130億609万1,000円とするものでございます。続きまして議案第11号平成31年度長与町一般会計予算。内容といたしましては、予算総額を127億8,968万5,000円とするものでございます。対前年度比約4.4%、5億3,514万2,000円の増となっております。以上2件でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、住民福祉部関係について。 松邨住民福祉部長。

〇住民福祉部長 (松邨清茂君)

皆さんおはようございます。住民福祉部につきましては、議案が1件でございます。 議案第4号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例でございます。本議案は、学校教育法の一部改正に伴う厚生労働省 関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。 以上よろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、健康保険部関係についてお願いいたします。

中山健康保険部長。

〇健康保険部長(中山庄治君)

皆様、改めましておはようございます。健康保険部から5件ございます。まず、議案 第7号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございます。既 定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,187万4,000円を追加し補正後の予算総額を 41億859万8,000円とするものであります。次に、議案第8号平成30年度長 与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。既定の予算総額に歳入 歳出それぞれ81万4,000円を追加し補正後の予算総額を4億9,806万7,00 0円とするものでございます。次にいきまして、議案番号13号でございます。平成3 1年度長与町国民健康保険特別会計予算。予算総額を40億6,609万5,000円と するもので対前年度比約1.8%、7,320万3,000円の増でございます。次に、 議案番号14平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算。予算総額を5億1,5 78万6,000円とするもので、対前年度比約4.1%、2,014万6,000円の増 でございます。最後に議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算。保険事 業勘定の歳入歳出の総額を30億9,621万4,000円、対前年度比約7.7%、2 億2,059万7,000円の増でございます。介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額 を2,993万円、対前年度比約11.5%、309万6,000円の増でございます。 以上です。よろしくお願いします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、建設産業部関係についてお願いをいたします。 緒方建設産業部長。

〇建設産業部長 (緒方哲君)

おはようございます。建設産業部では議案2件でございます。まず、議案第9号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてですが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億5,074万2,000円を減額し補正後の予算総額を6億3,378万6,000円とするものでございます。次に、議案第16号平成31年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算についてですが、予算総額を5億1,037万2,000円とするもので、対前年度比約34.6%、2億6,978万1,000円の減でございます。以上でございます。

よろしくお願いいたします。

〇委員長(喜々津英世委員)

次に、教育委員会関係についてお願いいたします。 森川教育次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

おはようございます。それでは教育委員会所管の提出議案等について御説明申し上げます。まず、報告1契約変更の締結に係る専決処分の報告についてです。これは地方自

治法第180条第1項の規定に基づき、長与中学校体育館改修工事請負契約の変更を平成30年12月25日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。続きまして、議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例です。これは上長与地区公民館の特別施設である浴場施設を廃止することといたしましたので、浴場使用料を規定しております当該条例が不要となりますので、廃止条例を提出するものです。なお、小中学校の空調設備設置工事の請負契約の締結について、本会期中に追加で議案を提出する予定としておりますので、何卒よろしくお願いいたします。以上、教育委員会の説明になります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、水道局関係についてお願いをいたします。 濱水道局長。

〇水道局長 (濱伸二君)

皆さんおはようございます。水道局所管では4件をお願いいたします。まず、議案第 5 号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に 関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の 施行に伴う、関係政令の整備に関する政令及び学校教育法の一部を改正する法律の施行 に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令並びに技術士法施行規則の一部を改正 する省令の施行に伴い、布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準を改 めるものでございます。次に、議案第10号平成30年度長与町下水道事業会計補正予 算(第2号)につきましては、既定予算の下水道事業収益を174万6,000円増額 し、補正後の下水道事業収益総額を10億2,906万3,000円、資本的収入を2, 360万減額し、補正後の資本的収入総額を3億7,754万4,000円、資本的支出 を4,000万減額し、補正後の資本的支出総額を6億4,185万4,000円とする ものでございます。次に、議案第17号平成31年度長与町水道事業会計予算につきま しては、収益的収入及び支出において、8億326万2,000円の収入に対し、支出 は7億5,819万8,000円。資本的収入及び支出においては、2億3,090万5, 000円の収入に対し、支出は4億9,214万8,000円とするものでございます。 最後に、議案第18号平成31年度長与町下水道事業会計予算でございますが、収益的 収入及び支出の収入9億7,599万4,000円に対し、支出では9億4,472万2, 000円。資本的収入及び支出の収入では、4億1,185万9,000円に対し、支出 では6億9,307万8,000円とするものでございます。以上4議案でございます。 よろしくお願いいたします。

〇委員長(喜々津英世委員)

次に、一般質問の通告並びに請願陳情について事務局に説明をさせます。 谷本議会事務局長。

〇議会事務局長(谷本圭介君)

皆様おはようございます。一般質問につきましては、通告者12名、質問件数27件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配付のとおりでございます。請願、陳情につきましては、請願はございません。陳情は3件で、お手元に配付の請願陳情文書表のとおりでございます。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

続いて委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務文教常任委員会に付託するものは、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第11号、議案第12号。続きまして、産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第4号、議案第5号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号。以上、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、委員会への付託などにつきましては、ただいまの とおり決定をいたしました。続いて会期日程案について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

〇議会事務局長(谷本圭介君)

会期につきましては、3月5日火曜日から3月22日金曜日までの18日間で、5日火曜日議長報告、行政報告、施政方針説明、議案上程、これは提案理由説明まででございます。そして議員全員協議会。6日水曜日一般質問。7日木曜日一般質問。8日金曜日一般質問、議案審査質疑付託でございます。9日土曜日10日日曜日は休会でございます。11日月曜日付託案件審査。12日火曜日付託案件審査。13日水曜日付託案件審査。14日木曜日付託案件審査。15日金曜日付託案件審査。16日土曜日、17日日曜日は休会でございます。18日月曜日付託案件審査。19日火曜日付託案件審査。20日水曜日は付託案件審査予備日でございます。21日木曜日は休会でございます。21日木曜日は休会でございます。21日木曜日は休会でございます。

○委員長(喜々津英世委員)

お諮りします。会期日程案につきましてはただいま事務局長からの説明がありました とおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、第1回定例会の会期日程については、以上のとおり決定いたしました。次に、議場システムの改修について事務局より説明をさせます。 谷本事務局長。

〇議会事務局長(谷本圭介君)

それでは長与町議場システム改修についての報告をさせていただきます。当町の議場 放送システムは、古い機種のため度々不具合を起こし部品交換も難しい状況であるため、 議会事務局より執行部に要望いたしまして、契約管財課の御努力でシステムの改修をし

ていただきました。誠にありがとうございました。それに伴いまして議場放送のよりき れいな配信画面とクリアな音声が実現し、さらに機器の操作性も向上いたしました。改 善点といたしましては、全ての操作をパソコンで制御できタッチパネル、マウス、キー ボードいずれでも操作が可能となり、1人でも容易に機器操作ができるようになりまし た。30倍以上の高額ズームレンズ、オートフォーカスの可動式カメラ3台を設置して いただきましたので、議場全体の撮影が可能となります。また、マイクはデジタル式で 随時音量調節ができ聞き取りやすい音声に補正調整が可能となります。ロングタイプの マイクは発信の際リングランプが点灯いたします。カメラ、マイク、テロップが連動し ており、マイクの音量調節も随時対応が可能となります。また、55インチのモニター 画面には時刻表示、議員名や一般質問の残時間等の表示が可能となります。これらは将 来的には書画カメラとの接続等やあるいは投票や採決機能などの機能拡張も可能となり ます。また、無停電の電源装置を設置いたしまして、瞬間停電や一般停電の場合でも一 定時間の電源を確保することが可能となります。議員席や執行部席の操作は今までと特 に変更はなく従来どおりでございます。注意点といたしましては、机上のマイク機には ボタンがございますけれども、これは押さないようにお願いいたします。またマイク機 器にはスピーカーがついておりますので、御自分が聞き取りやすい音量に自由に調節を していただきたいと思っております。今現在議場を開けおりますので、のちほど退出後 に御確認をしていただければと思います。今回このシステムも3月定例会から開始をさ せていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長(喜々津英世委員)

その他の件について何かございませんか。無いようですので執行部は退席を願います。 なお、議運の委員の皆さんは、執行部とあわせて、議場の見学をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

それでは議場見学を終わりまして委員会を再開いたします。その他の事項ですけども、まず、本日はその他の事項及び陳情の取り扱いについて決めておりませんでしたので、その他の事項に入る前に陳情の取り扱いについて協議をさせていただきたいと思います。お手元の資料にはありますように陳情1号2号3号と3本の陳情が出ております。この内容につきましては、お手元に配付の陳情書をご覧いただきたいと思います。若干時間をとりまして、陳情の内容について目を通していただいて、その後御意見をいただきたいと思います。場内の時計で10時5分から意見をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。陳情は過去の例に倣って参考配付ということ

でやっております。本来は、まず最初にこれをどうするかを決めておく必要がありましたけれども、私の不手際で前後してしまいました。この取り扱いについて、もう一度再確認をさせていただきたいと思います。何か御意見があれば。

河野委員。

〇委員 (河野龍二委員)

陳情の取り扱いですけど、まず陳情1号についてですが、この趣旨は非常に理解する ところです。いわゆる特別支援学校に通う子供さんを抱えてる状況というのは本当に、 大変な御苦労があるというふうな意味ではこの趣旨を理解するところで、議論をしてい い課題かなというふうに思うと同時に、ただ、これを議論をした結果の対応がどうすべ きかっていうところが、この陳情には含まれてないというところなんですよ。だからそ の例えば、じゃあこの陳情書の中身がそういう意見書を上げるだとか、決議をするだと かというところではないような感じなんで、ちょっと協議しても、議論しても、何らか の結果をもたらす中身の内容ではちょっとないかなと。それぞれの学習範囲で留まって しまう陳情になってしまうのかなというところがちょっと危惧するところで、果たして その請願と同等の扱いというところが適切かどうかっていうのは、ちょっとそういうふ うに思っております。で、2号については、これも文書の中身にありますように全国知 事会がこういう趣旨でも何度も申し入れをしてると。申し入れというか改善を求めてき ているということでは、私はこれについては請願と同等の扱いで、項目も明確ですしね。 陳情事項の項目も国に意見書提出を求めるということでありますんで、これについては、 可能であれば委員会付託を行ってもよいのではないかというふうに思っております。3 号についても、文章を読む限りでは、ちょっと明確ではないかなというふうに思ってた んですけども、後半の陳情事項を見ると、こういう内容で国に対して要望して欲しいと いうふうな中身であるようなので、果たしてこういう実態があるものなのかどうなのか っていうのも含めて、議論する上では委員会付託をしてもいいのかなというふうに思っ ておりますんで、ですから結果を申しますと1号については残念ながら結果の出しよう がないと。2号3号は結果の出し方があるので委員会付託でも可能で、議案の1つとし て請願と同等に扱うという形でよろしいのではないかというふうに思います。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

ほかに。

安部委員。

〇委員(安部都委員)

私は、陳情1号2号3号それぞれ請願と同じように取り扱うべきだというふうに思っております。1号につきましては、特別支援学校の通学支援なんですが、これは鶴南の方に私も以前お聞きしました。そして子供たち持つ保護者の皆様の意見もそれぞれお聞きしました。すると大変今その長崎、長与町、時津町の皆さん方の障害を抱えた子供さんたちが、やっぱ重度の子供さんなんですが、やはり学校に親が何かしら、やはり具合

が悪くなって倒れたりしたら子供さんたちを送迎できないという状況に今瀕していると。そして、その送迎自体も非常にバスがスクールが少ないそうなんです。北部の方はよろしいですが、東部、南部の方とかはもう全然乗れないというとこで、高学年が乗ったらもう低学年は乗れないと、そういう状況があるということをお聞きしました。詳しい項目自体は書いてないんですが、例えば最後の方の裏面の障害を持った子供が親の状況により学校で学べる機会が失われないよう通学支援の制度を整えていただけるようお願い申し上げますと、この部分がここの趣旨の全体であるというふうに思ってます。通学支援の制度っていうのが要するにバスの増便をしていただきたいとか、あとは通学の路線ももう少し増やして欲しいとかいうような、多分内容だと思っておりますので、これは多分町長そして県議会も関わってくるんですが、町長あてにそういった要望をまずしたいということじゃないかなというふうに思ってますので、これはそれぞれの形として取り上げるべき、委員会付託をするべきではないかというふうに思っております。

〇委員長(喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

中身の、この3つにつきましての理解はそれぞれいたします。ただ、委員長が今提案をしておられる理由がよく分からないんですけども、申し合わせ事項によってご存じのように、請願についてはちゃんと出すようになっておるわけです。陳情については参考資料を配付とし、要望書その他必要なものについては、議長の判断によりする処理するという基本的な考え方を申し合わせをしておるわけですね。それなのに、今日提案をして何をどうしようとされるのか。よく分からないんですが、意見を聞こうということはよく理解をいたしますけども、基本的にこの申し合わせ事項の議論をして、例えば、陳情につきましては基本的には参考配付とし、と。しかしその議長の判断によらない、しにくいような場合は議運の判断によるとか、そういう内容の変更を議論した上で、それで初めて議運で議論ができると私は思うんですね。だから順序をきちっと踏んでいかなければいかないんじゃないかなと思います。その辺り委員長の見解は、今日意見を聞かれた理由は何をもって、どうしようとされるのか、よく理解ができないんですけども。

○委員長(喜々津英世委員)

岩永委員の言われたとおりだと思いますが、これは前もこの議運のときに申し上げたと思いますけれども、28年の饗庭議会運営委員会委員長のときに、ただ参考配付とするんじゃなくて、議運としてもどういう陳情の内容なのかというのを理解した上で、参考配付とするかどうするかということを決めんばいかんということを決めとったわけですが、ところが、それが全員協議会に諮られずにそのままになっておったんですね。したがって、そういった議運で決定した事項がありましたので、確かに全員協議会に諮ってないので議会体としての考え方は従来どおりの申し合わせ事項に基づいてやらざるを得ないというふうに思いますけれども、そういう28年度のいきさつがあったもんです

から、改めて皆さん方にお諮りをしたというふうに理解をしていただきたいと思います。 考え方としては岩永委員が言われるように、今の制度としては参考配付とするとなって おるので、そうせざるを得んのかなという思いがありますけれども、そういう状況でし たので、御理解いただきたいと思います。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

今、もう2年間のこの議運の任期がたった今終わろうとしておるわけですね。だから28、29の前期の議運でそういうお話が聞きました、前もね。ところが2年間遡って申し合わせ事項の改正をどうしようかという議論が一切無かったわけなんですよ、突っ込んだ話はですね。最後のもう任期が終わろうとする直前の3月議会の前にどうしようかというような議論というのは、これはもう遅過ぎるわけでございましてね。申し合わせ、今委員長が言われたことはさらに次期に繰り越しをして、十分反映できるようなものであるかどうかは別として、引き継ぎはされるとして、本日については従来どおりの考え方を事務局もそうだろうし、議長もですね、そういう形で陳情書については参考配付ということで決定をしておられるだろうと。それ以上のことはできないわけですので、そういうふうに僕は理解をしております。したがって、やっぱり基本になる申し合わせ事項をきちっと整理をして、そういった上で対応をしていくということが筋だろうということで、ちょっとおかしいんじゃないかなというに思いますね、今はですね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野委員。

〇委員 (河野龍二委員)

これをどうするかという議論から、ちょっと今そもそも論の方になってますけども、1つは、28年の議運のときにそういう決定をしたということで、そこの引き継ぎと改正がちょっとうまく行ってなかったという部分が1つはあると思うんですよね。岩永委員からそういうふうに当然申し合わせ事項が優先されるべき内容だというふうに思うんですけども、ただこの間、議運の中でも、請願の取り扱いについてはどうするかというのは通ってきたわけですよね。今回初めてどうするかというふうに通ったわけじゃなくて、これまでも陳情についてはどうしますかって言うて僕も何度か意見を言った経緯もありますし、皆さんが意見を言われて参考配付という形になった経緯もあるんで、別に今回唐突にそういうふうになったというわけではないという部分で、当然岩永委員が言われるようにちゃんと見直しをしてからの行為だというふうに思うんですけども、そこがうまくいってなかったという部分があるんで。ただ委員長の運営としてはこれまでどおりの運営をされてきたというふうに思いますんで、せっかく意見を言わしていただいたんで、そこで判断していただければというふうに思います。つけ加えて言わしていただきますと、なぜこういう陳情書の扱いをそういうふうにしようと、当時の議運でなったのかっていうのは、これ議長が判断するというふうになってるわけですたいね、陳情

書の取り扱いについては。議長の個人的な判断でできるのかというふうな部分がね、やっぱりそこを責任を負う部分は一定の協議ができる場で判断すべきではないかというところが、そういう経緯になったということを是非理解していただければなというふうに思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

今河野委員からも言っていただきましたけれども、私とすれば基本的に28年度で決定した事項を今度の全員協議会でぴしっと確認をした上で、申し合わせ事項の整備、そういったものを踏まえて、次年度から次期議会でそういう対応を図る。手続きは、どうしても今期中の全員協議会で皆さんに説明をして御理解をいただく必要があるという思いでやったわけですので。一つそういう前提があってやっておりますので、御理解をいただいた上でもう少し、まだ意見を述べてない方。

金子委員。

〇委員 (金子恵委員)

この陳情1号から3号に関しての内容というのは重要なことであろうということは理解をいたしております。この3件の案件について、これに紹介者がついて請願という形で上がってくる分にはしっかりと議論が必要だというふうに思いますが、この陳情に関しては町政に関することということが基本であると思うんですね。そうしないと、本当に重要なことであれば請願として上げるべきだというふうにも考えておりますし、今回28年10月の陳情の取り扱いが引き継ぎがなくて、あやふやになっていたという部分も含めて、今回は陳情1号から3号は参考配付のままで良いと思っております。特に2号なんかは、今回安倍総理の考え方もちょっと変わって、地域の住民の声を聞きながらという部分も最近出てきておりますので、何らかの状況も変わってくるのではないかということで、長与町にとってはまだ取り扱うほどの案件でもないのかなというふうに考えておりますので、総合的に参考配付ということでしたらいいと思います。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

西岡委員。

〇委員 (西岡克之委員)

私も今金子委員がおっしゃった長与町に関することということでは同感でございます。 町に関係が薄い部分のものは出された部分が陳情ならば陳情で受けるべきだというふう に感じております。あともう1点本論とははずれますが、我々は、我々はって言うか私 は、今日初めてこれを配布を受けました。中身については何も知らされておりません。 先程の委員の発言の中で、陳情1号の件を鶴南にお聞きしましたということは、既にも 内容を知っていたと取れると思います。その件はどういうふうに理解をすればいいのか ないうふうに思います。ちょっと理解ができるように御説明をいただきたいと思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

この陳情に関しましては私は全く知りません。知りません、全く。ただ以前私の何月でしたか9月でしたっけ、たまたまこのようなことを一般質問をするのに当たって、障害児を抱えたお母様方たちから御意見を聞いて内情を把握して、そして一般質問をしたという経緯があります。そこでこれを今日初めて見ましたので、ああ多分この間一般質問したことだなというふうに私はここで今、理解をしました。ただその発言をしただけです。そして陳情であったって、やっぱり請願同様、関係執行機関に送付して処理の経過と結果について報告を受けるなどして、やっぱり議会全体の関心を持ってそういう処理状況を確認して必要な措置を講じて住民に対する政治的責任を果たすことが必要であるというふうに、請願と同様なということで、やっぱり自治法でもなっておりますので、その辺りはやっぱり、平成28年の議運のときの決断同様ですね、これから全員協議会で諮っていただいて、そこのところでしっかりと確認をするべきだと思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

議長、副議長何か御意見があれば。 副議長。

〇副議長(山口憲一郎委員)

皆さんが今おっしゃっておられるようにいろいろ取り扱いについては、岩永委員が言われるのも、河野議員が言うのも、これは今までしてきたことだと思っております。河野さんが言われるのが議運で陳情が出たら、そういう意見をずっと言ってきておられましたので、それは間違いない事実かなと思っております。ただ今回の陳情についてはやっぱり金子委員たちの言われますように、本当に内容自体は非常に考えていくべき問題とは思いますけども、町政に合ったそういったこう身近な、今今やらんばということであれば、取り上げるべきかなという思いもします。それと、私もこの陳情の取り扱いについてはずっと言ってきましたけども、やはりルールというのはやっぱりこういうふうに出される人は分かっておられるから出してこられると思っております。そういった意味では請願にするときはやっぱりちゃんとした紹介人を立てて、やっぱりするべきじゃないかなという思いがしておりますので、私はもう以前から言っておりますように、配布でいいのかなっていう考えでございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

それぞれ御意見をいただきました。今回の3件については、それぞれ参考配付としようという御意見が多かったというふうに思います。これにつきましては、お手元にそれぞれ資料を差し上げておりますけれども、回収をいたしますが、従来どおり現行の申し合わせ事項により処理し、参考配付としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。ではそのように取り扱いを。なお、この3件の陳情書それぞれ コピーをしておりますけれども、一旦回収をさせていただきたいと思います。もうメモ した人は、それぞれ自分の名前を書いて置いてください。それで後で。皆さんがそのま ま持っておかれてもいいんですけども。暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。次に、その他の事項で、長与町議会の議会運営に関する申し合わせ、従来の申し合わせ事項先例集について検討を続けておりましたけれども、それを継続して行いたいと思います。富永課長から説明をさせます。

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

お手元に申し合わせの関係、前回の議会運営委員会でお示ししたものがベースになっております。前回お話しした見直しについてという1枚物でございますけども、前回の議運で確認をさせていただいたように、申し合わせと仮称運営に関する基準を同時並行的に見直しをして随時申し合わせの方を見え消しでやっていきましょうという前回御説明したとおりでございます。今お配りの資料と同じものを5日の全員協議会にお諮りをして、この取り扱いでいいかということを諮っていただきたいと。いうことで、お配りをしております。内容については前回お話をした通りでございます。説明は以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

今までずっと協議をしてきた協議結果について、今度の全員協議会にお諮りするため の最終確認という意味でございます。暫時休憩して読み込んでいただきたいと思います。 (暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じます。

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

今回の全協でお諮りをいただきたい部分については、前回もお話をしましたように、 議席の指定の部分で4番議席をなくしましょうという部分。それと副議長を議長の16 番の前の15番でどうかというところが1番決めていただかなければいけない部分になってまいります。一応その辺も含めて御確認をいただきたいと思っております。それと不在届の2日以上を3日以上にすると。この2点が大きな、今までの申し合わせに無かった部分ですね。それ以外は現行を基本的には明文化をしたという内容になってございますので、よろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

前回まで協議した結果について整理をした資料でありますので、この内容で全員協議 会にお諮りしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異議なしと認めます。そのように取り扱いをさせていただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、この運営基準とそれから申し合わせ事項、当分の間両方で走っていくということでさせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

富永課長。

〇委員長 (喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。その他の2番目ですけれども、議選監査委員の選任について前回協議をいたしておりました。基本的には、従来どおり議会からも監査委員を出すということで議運としては決定をいたしましたけれども、本日お配りしましたのは、全員協議会に諮るペーパーを準備をいたしましたので、内容について確認の上、協議をしていただきたいと思います。資料の説明をさせます。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

1 行目に白丸の議選監査委員の選任についてという方が表でございます。結論的に次 期選監査委員の選任については現行どおり議員から1名を選出するという結論を前に持 ってまいりました。それ以降、次の行からその具体的検討の中身を一応書いております。 議選監査委員の選任については、平成30年7月以降議会運営委員会で検討を進めてき た。現在の監査は財務監査と行政監査の両方を行っており、財務監査は上位法や財務規 則等に則って、会計処理等が適法適正に行われているかと同時に、事務の手続等行政事 務のあり方についても監査している。議選監査委員の強みは議会における予算審査や決 算認定を経験しており、予算決算について一定の理解があることである。外部から選任 された監査委員は、地域の事情や地方自治体の政策遂行の仕組みなどについて議員以上 に承知しているとは考えにくく、特に福祉制度などを初め政策的な部分や政治的な背景 も含めた町の事情などについては、単なるコスト感覚だけでは到底計れるものではない。 その点、議選監査委員は予算決算や議会における議論の状況等を含め、町の事情に通じ ており、議選監査の存在は予算を審議している面からも決算審査での議論に深みと広が りを与える意味で有用であるし、議選監査を経験した議員が監査委員としての着眼点を 意識しながら、議会の決算認定に臨むことで、議論の質が上がっていくという好循環も 期待でき、現在でもこの好循環は十分に生きていると考えられる。もう1つは、その昔 議会が持っていった監査機能が執行側に移ったときに、二元代表制におけるチェック機 関である議会の関与がなくならないよう議選監査委員が置かれた経緯があり、半世紀以 上にわたりその機能を果たしてきている。さらに委員が監査委員にいることで、議会側 に行政側の情報が流れる、あるいは流れるかもと意識させることは、執行側に対しての 牽制にもなり、いい意味での緊張感を持たせていることも事実である。議選監査の廃止 は、執行側のみの内部機関となってしまうと同時に議会が関与を放棄することをも意味 し、監査の経験や知識を今後議会のチェック機能として活用できなくなることにもつな がる。このことについては議会内部においても、監査の実効性確保とともにチェック機

能のあり方としてまだまだ議論の余地がある上、制度性格的にも一度廃止したら簡単に は復活できないことも考慮しなければならない。議会にとっても自治体監査制度におけ る監査の存在意義は非常に大きく、今後も可能な限り議会が関与できる体制を維持して いくべきとの考えも軽々には捨てがたい。現時点では全国1,700余の町村レベルで の条例改正は未だ2件程度であり、全国的な動向、新監査基準の見極め、さらには費用 対効果等も見ながら、時間をかけて慎重な議論検討を重ねるべき。以上次期議会運営委 員会に引き継ぐということで文章を作らせていただいております。その次には黒丸で監 査制度の変革ということで、明治以降の自治法ができる前の議会から、最初は議会に監 査権があったというところと現行の制度は地方自治法で議選監査引き継がれてそのまま 今に至っているということを書かせていただいております。長与町においては昭和28 年に長与村監査委員条例で、それ以降学識議選1名ずつの体制をずっと継続をしてると いうところでございます。裏面の方ですけども、制度上の位置づけということで、地方 自治法の第5款監査委員ということで第195条から第202条で規定がされていると ころです。平成29年6月の地方自治法改正につきましては、ご覧のとおり31次地方 制度調査会において出た答申を受けて、監査の自治法が改正をされたということで、そ の下の改正の内容でございますけども、平成30年の4月1日施行分が議選監査委員の 選任の義務づけの緩和。四角囲みの部分でございます。こちらの方で第196条第1項 が改正されて、ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるとし ながら、ただし書きということで例外規定であること。議選監査委員の数については現 行通りを本則としているというところでございます。合わせて平成32年4月1日施行 分につきましては、四角囲みですけども、監査委員は監査基準に従うこととし、監査基 準は地方公共団体の監査委員が定め公表というふうに法改正がなされておりまして、3 1年度中に監査基準を作らなければならないということになっております。監査基準に つきましては総務大臣がガイドラインを出すということで、ガイドラインが今月になっ てようやく届いたところでございます。監査基準の策定は、当該指針を踏まえて行うべ きということでアンダーラインを引かせていただいております。それと黒丸の監査基準 でございますけども、現行法では、監査基準というものにつきましては具体的に定めら れておりませんで、現在は、全国組織である都道府県監査委員協議会、連合会が示した 標準監査基準というものに基づいて、各地方公共団体がそれぞれで独自にオリジナルを 作っているという状況でございまして、平成29年改正で監査基準を策定することが義 務づけされましたので、これまで行ってきた独自の監査基準に対してガイドラインがど ういった内容になるのか。どういう監査を実務として求められるのか。そしてそれが現 在の監査体制で可能なのかどうかについて精査し見極めていく必要があるということで アンダーラインを引かせていただいております。一応このペーパーの説明を終わります。

○委員長(喜々津英世委員)

説明が終わりました。この議運での協議の中では、監査制度の見直しとか、メリット、

デメリット、こういった資料も踏まえて協議をいたしましたけれども、あの資料をそのまま出すのか。この両面の資料が大体内容ポイントをまとめたものが、今課長が読んでくれた内容かなと思うんですが、基本的に全員協議会でお諮りしたいのは、この前段の部分だけです。基本的には現行どおり議会から出しますよ。1番末尾にありますように、今後全国的な動き等を見ながら、次期議会運営委員会に引き継ぐといったものが主な内容であります。そこら辺を御理解いただいて議論を深めていきたいと思います。それと、冒頭2行目に、結論の次の1行目ですね、議選監査委員の選任については、平成30年7月以降議会運営委員会で検討を進めてきたとしておりますが、ずっと詰めて検討を進めてきたわけでありません。議長から検討して欲しいと提案されたのが30年7月ということで御理解いただきたいと思いますので、つけ加えておきます。

何か御意見はありませんか。

内村議長。

〇議長 (内村博法議員)

ちょっと文言で一部だけ。先程議選監査委員の選任については、平成30年7月以降 検討を進めてきたと。この前に自治法の改正があったためという文言を入れて欲しいわ けですよね。議選監査委員の選任については自治法の改正があったため、平成30年。、 そうでないとどうして進めてきたかっていう意味が分からんので、平成29年6月法律 の改正だから、それを入れたほうが唐突にこれ何で議運でこれ。その前に受けてね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

では、「議選監査委員の選任については」のあとに「地方自治法改正を受け、平成30年7月以降」そういうふうに続けたいと思います。ありがとうございました。 ほかにありませんか。

河野委員。

〇委員 (河野龍二委員)

1つ文章で気になるところは、上から4行目「議選監査委員の強みは、議会における予算審査や決算認定を経験しており」って文言があるんですけど、議選監査委員がこれでは任期を何期か経た議員を対象になるような文言になる「経験しており」となるとね。議選監査委員になる要件というのはそこはないわけですよ。今度改選があって当選した議員でも、議会でみんながその方にと承認できれば監査委員になれるわけですからこの「経験しており」っていうのはちょっと、そぐわないかなと。いわゆる対象がそこに絞られてしまう可能性があるというふうな部分が、ちょっとあるということですね。ですから、この文言は何らかの変更が必要かなというふうに思うのと同時に、あと、終盤辺り「もう1つの」という段落の所からここにずっとあるそのいわゆる「議会側に行政側の情報が流れるあるいは流れるかもという意識させることは執行側に対しては牽制にもなり」と、これはこれでいいんですけども、前回も言ったようにメリットデメリットの関係で、いわゆる議会側も監査をした部分の一定の情報が共有できるという部分が、今

の状況では無いわけですよね。ですからこれもうどこでやるかっていうのはこの文言上ではあれかもしれませんけども、やっぱり、前回も言いましたように、各議会の代表で出てる、一部事務組合だとか後期高齢者だとかっていうのは必ず会議があったら報告をするという体制をとっているわけですから、監査委員もやはりその場で一定資料を出して、当然守秘義務の部分があるかもしれませんけども、そこは議長にはその監査結果というのを報告してるというふうに言われてましたけど、それだけで終わらせるんじゃなくて、きちっとやっぱりその全員協議会の場でどういう監査をして、監査委員としてこういう苦言だとか提言だとかっていうのをやったという報告をやっぱりしてもらうと。

やはりお互いが議会議員が監査の状況を共有できるという部分が必要だろうと。それで改めてやっぱり議会から議選の監査委員を置くというメリットが出てくるんじゃないかなと思いますんで、そこはこの文書の中で表現できるか別として、やっぱりそこの体制までちょっとこう踏み込んで、しっかり決めておくというのが必要かなというふうにちょっと思いますんで、そこはちょっと検討をお願いしたいというふうに思います。

〇委員長(喜々津英世委員)

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

今の河野議員の御心配の部分については、後段の下線を引いている所ですけども、「廃止は議会の関与を放棄する」というあとに「議会のチェック機能として活用できなくなることにもつながる」と。それを受けて「このことについては議会内部においても実効性確保とともにチェック機能のあり方についてまだまだ議論の余地がある」ということを書かせていただいて、今後この分について、十分議論が必要だということでまとめさせていただいております。それと前段の情報が流れる、流れるかもという意識させるという部分につきましては、執行側の職員の立場を表現させていただいたつもりなんですけども、やはり監査を受ける職員とすれば、監査委員の片方が議員だということで、そういう意味での緊張というのは間違いなくあるということをちょっと表現させていただいたということで、語弊があるかもしれませんけども、そういうことで表現をさせていただいております。以上です。

〇委員長(喜々津英世委員)

河野委員。

〇委員 (河野龍二委員)

表現の方法も「流れる」っていう言葉が、何か漏れ流すみたいな形、ちょっとそこがやっぱり気になる部分が1つあるんですよね。もう1つは、だからそれが一部に流れるだとか、一部の人たちがその情報を知ってるだとかっていう部分では僕はいけないと思うんですよね。だからやっぱり情報が共有できるというふうな表現に、なかなか制度が今の状態が変わらないとそういう表現ができないのかもしれませんけども、今の監査の報告をきちっとしてもらうという意味では、そういうふうに、議会側が監査の情報を共

有できることによりっていう執行側に対しての牽制になりとかいうふうな言葉に書いていただけば、流れるっていうのは一応そういうことを検討していただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

分かりました。今この紙の上で言いますと「議会側に行政側の情報が流れる、あるいは流れるかもと意識させることは」という所を削ってしまいましょうかね。「さらに議員が監査委員にいることは、執行側に対しての牽制にもなり」で、削りましょうかね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

確認をいたします。ちょうど中程の「議会側に行政側の情報が流れる、あるいは流れるかもと認識させることは」というここまでを削除する。したがって「さらに、議員が監査委員にいることで、執行側に対しての牽制にもなり」と続けていくということで、確認をしたいと思います。よろしいですか。はい、そのように変更させていただきます。ほかにありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

先程議長からあった1行目なんですが、「議会運営委員会で検討を進めてきた」という表現ですね。これ何回したのかなと思って、ちょっと私めくってみたんですけども、2月1日の議運で初めて議選の監査委員ということで、そしてこういう資料を渡されて、このときに議選でいこうということを決定をしてきたわけですね。全協で何回したんですかと聞かれたらどう答えるんですか。1回だけじゃなかったかな。何回しましたかね。

○委員長(喜々津英世委員)

確かに2月1日が具体的な資料を。その前が簡単なペーパーだけ。で、ペーパーなし もあったので、多分今日で4回ぐらいになろうかと思いますが、今言われたように事務 局からしっかりチェックをして答弁できるようにしておきたいと思います。

ほかにありませんか。

河野委員。

〇委員 (河野龍二委員)

さっき発言させていただきました上から4行目の「経験」っていう言葉がやっぱりちょっと気になる、さっき言うように、経験した議員しか監査委員になれんとかっていうふうな部分が、それが対象じゃないわけですたいね、経験しないと監査委員になれませんよっていうのはどこにもないわけですから、ここは表現を変えたほうがいいかなと。

〇委員長(喜々津英世委員)

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

そしたら「議会における予算審査や決算認定を経験しており」の過去形を止めて「決

算認定の経験から、予算決算について一定の理解があることである」という感じではどうですかね。言わんとすることは、外部の議会の事情を知らない人っていうのは、予算がどう決まって決算がどう流れて事業がどうなってるのかを分からないまま監査をするっていうことと、議選監査はそれを知っている強みがありますよというところをちょっと書きたかったもんですから。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野委員。

〇委員 (河野龍二委員)

政策的な部分もあるんで、議会における予算とか決算とか言葉を入れるとちょっとこうそういうふうに、だから審査や何とかに加わりだとか、そういう言葉がいいかなと思うんですよね。ちょっと今のまずいですね、よく分からないですね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

河野委員が言われるのは私もそう思います。ところがこの監査委員制度の見直しの中にこのメリットの部分がこういう表現で、議員はしてが良いという意味のことであると思いますので、この資料の④の監査委員の選任の義務づけの緩和ということで意見を求める意見。異議を求める意見と廃止を求める意見の下から2つ目のこういうコンマが2つあるんですよね。これが議員が監査になることは行政の実情を把握し、議会の機能を発揮する上でなお有用であるとかですね。議員として施策は住民ニーズに合っているかという観点から監査も必要ですよという、こういうまあ表現がありますよね。そういう辺りの引用をした方が確かに言われる形に受け取られかねないですよね。何期もせんとされないような感じで受け取られかねないですから、ここにありますので、こういうことを引用したらいいかなとは感じますけどね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長(喜々津英世委員)

休憩を解いて再開をいたします。その修正について事務局から説明をさせます。 富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

修正の部分でございます。まず「議選監査の選任については、」のあとに「地方自治 法の改正を受けて」というのを差し込むという部分。それと4行目の下線部分でござい ますけども「議会における予算審査、決算認定を経験しており」を「通して」に変えま す。そのあとの方で「一定の理解があること」っていうのを「一定の理解が得られるこ とである」に変えます。それと、上から真ん中ほどの「さらに議員が監査委員にいるこ とで」っていうところについては、「議会側に行政側の情報が流れる、あるいは流れる かもと意識させること」を削除します。今のところは以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野委員が、1番最初の意見の中で後段の部分、チェック機能の充実のための方策、これについては最終的には次期議会運営委員会に引き継ぐということになると思うんですが、その中では前回のときにも申し上げておりますように、2月1日の委員会の資料で議選監査委員のメリットとかデメリット、こういった資料がありましたけれども、特にここで監査請求制度が議会で活用されていない。こういったものがすることによってまた議選監査委員のありようとか議会と監査委員のありようとかこういったものがまた、理解が進んでより良い議会としてのチェック機能が進んでいくんじゃなかろうかなと思いますので、そういったものも踏まえて、次期議運で十分検討してもらいたいと、私からはそういうふうに思っております。あとありませんか。はい、じゃあないようでしたら、今修正をした部分を整理をして、3月5日の全員協議会に説明をして理解をいただきたいというふうに思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

ほかに何か。

西岡委員。

〇委員 (西岡克之委員)

字句の間違いで1か所、請願陳情文書表の陳情3号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人口の「ロ」が工業の「工」だと思います。「ロ」になってるので訂正方を。

〇委員長(喜々津英世委員)

今西岡委員から請願陳情文書表の陳情3号の件名及び要旨の部分で、人口林の表記が「ロ」でなくて工業の「工」ということで、陳情書もそれになっておりますので、これは訂正をさせていただきたいと思います。変更をお願いします。

ほかにありませんか。

内村議長。

〇議長(内村博法議員)

参考までですけども。議会の招集がありまして、いわゆる一般選挙があったあと、小値賀町議会は4月30日に開会するそうです。そういうふうに基本条例で定めている。議員の任期の翌日に実施するということでそういう話を聞きました。ここでは10日以内ってなってますけども、小値賀町議会はそういうふうにしてると。それはなぜかというと、やはりこの何か事故が起こった場合直ちにしていかないといかないということで、休みの日ですけどね。しております。参考までに。それから、環境施設組合ですね。これも議選の監査委員ですね。これを議論しました。議会運営委員会だけですけども現行どおりで、施設組合も2人選ぶことになってますけど、1人は議選でやるということな

ってますけども、現行どおりで行うと。参考までに御報告いたします。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

じゃ、なければ実は今日午後1時30分から議会50周年記念誌の編集委員会を行います。おかげさまで議会事務局の協力もいただいて、かなり修正するとこも出てきましたけれども、恐らく今日が委員による最終校正だと思っております。その後、最終的なものは、河野委員長と2人で事務局と最終的な最終校正の校正チェックをまたこの2人と事務局でさせていただき、そういう予定で進んでおりますので、とりあえずは皆さんに報告をしておきたいと思います。なお、予算については現状の予算の範囲内でできるという事務局からの説明もありましたので、これもつけ加えておきます。

以上でございます。ほかにありませんか。

山口議員。

〇副議長(山口憲一郎委員)

50周年記念事業で、コンサートとか広報に載せておられましたけど、申し込みは今のところ何件かあってるんですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

現在のところ正式に申し込みっていうのはあっておりません。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ほかに。

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

事務連絡的なことでございますけども、先程の議案説明の中でエアコンの契約議案については会期中にということでございました。2月27日に入札をするということでございまして、そこで業者が予定どおりすると決まればですね。再入札になるということはないと思いますが、決まればその後に仮契約を作成してからということになりますので、5日の初日には、ちょっと間に合いそうにないのが現状でございます。ですから5日以降に議案が議長に出されて、それを受けて、議会運営委員会を開いて追加議案の話になると思いますので、一応事務連絡でございます。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

内村議長。

〇議長(内村博法議員)

ちょっと私も言い忘れました。次期の議席ですね、この前打ち合わせしたように前の ところはもう外すと。今4名ですかね。外すっていうことで打ち合わせしましたよね。 あれ違うの。そのままそのままでするの。分かりました。ちょっと確認がね、あそこは はずしたらどうかっていう話が以前出てきましたですね。そしたら、後ろの方向詰めた ほうがいいなという話が出てましたんで、ちょっとそこだけ。もう従前どおりね。

〇委員長 (喜々津英世委員)

今期まではそのままで決めたんですか。3月議会は無理としても、4月からはやろうという話なのか。

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

議席につきましては、そういうお話も意見としては確かに出ました。ただ、そうするという決定はしておりません。今回、申し合わせの基準の中身につきましても現行の議席の場所は変えておりません。4番を無くすことと、副議長を15番に持ってくる、議長が17番から16番にずれるというところまでを一応決定をしたというふうに認識をしております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

本来我々が決めるのが良いのか、やっぱり次回に任したほうが良いかな。 河野議員。

〇委員 (河野龍二委員)

さまざま意見出ましたよね。例えば1、2を下げてしまうかとか、放送がカメラに映る席を空けたほうがいいかだとかですね。いろいろ意見が出たんで、こういう意見が出たっていうのを全協でちょっと投げかけてみたらどうかなというふうに思いますよね。 議運だけでいろいろ考えてっていうよりはちょっと意見を聞いて、次期にどう判断するかと。あと申し合わせ事項も僕は見直しする必要性ないとかなと思うんですよ。これあの議席を1番は、議長席から見て左から1番にするという意味で、例えば上に上げても全然左から1番にするという意味では、前の席を取っ払って上に上げて左から1番にするというのは全然変更なしに大丈夫なのかなというふうに。あのカメラの部分映るところ、表現してますかね、そう思いますけどちょっと違ったら、はい。

〇委員長 (喜々津英世委員)

富永課長。

〇監査事務局長兼議事課長(富永正彦君)

この議席の配置につきましては、この基準の話をさせていただくときにも現行を基準としながら、変えるべきところを変えさせていただきたいということで、4番を無くすことと副議長のところ決めただけでございますので、その配置そのものをいじるというお話はこちらからは提案しておりません。そういう話も確かに出ましたが、私とすれば変えたいのは4番と15番の話でございますので、現行を動かすこと、これを言い出すとまた全協でどっちが良いとか、どうが良いっていう議論が始まらないようにということで現行をベースに提案をさせていただいております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

「質問席を挟んで」として第1列となっておりますので、もし後ろからということに

なると、2列目という表現にするか、質問席の後ろの列というふうになるかと思います。 いずれにしてもこれはできれば、次期臨時議会でもそういうものが議論されて、6月の 定例会からはきちっと整理された方がいいんじゃなかろうかなと思います。ほかにあり ませんか。なければこれで本日の議会議員会を終了いたします。

なお、今課長からありましたように、教育委員会関係のエアコンの問題で議案がまとまればまた議会運営委員会で協議するというふうになりましたけれども、定例の議運としては本日が最後であります。皆さん方には慣れない委員長をカバーしていただきまして御協力をいただき、大変な多分過去にないぐらい委員会が多くの回数を重ねていたんじゃなかろうかなと思います。いろんな面で改善、改革等も進んでまいりましたので、改めて最後に当たり、お礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

(閉会 11時19分)

本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。